

指定介護老人福祉施設  
稲村ガ崎きしろ 料金表

令和元年10月1日現在

地域加算		10.68	●
注 鎌倉市(3級地)の場合、介護保険法で規定される地域加算として 単位/日に10.68を乗じた額の1割が1日の利用者負担額となります(端数限上げ)			
ユニット型介護福祉施設サービス費(Ⅰ)		単位	算定対象
ユニット型個室			
要介護1	一日つき	638	●
要介護2	一日つき	705	●
要介護3	一日つき	778	●
要介護4	一日つき	846	●
要介護5	一日つき	913	●
福祉施設日常生活継続支援加算	一日つき	46	●
福祉施設生活機能向上連携加算	一日つき	200	個別に算定
福祉施設看護体制加算Ⅰイ	一日つき	6	○
福祉施設看護体制加算Ⅰロ	一日つき	4	●
福祉施設看護体制加算Ⅱイ	一日つき	13	○
福祉施設看護体制加算Ⅱロ	一日つき	8	●
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅰイ	一日つき	22	○
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅰロ	一日つき	13	○
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱイ	一日つき	27	○
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅱロ	一日つき	18	●
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅲイ	一日つき	28	○
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅲロ	一日つき	16	○
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅳイ	一日つき	33	○
福祉施設夜勤職員配置加算Ⅳロ	一日つき	21	○
福祉施設個別機能訓練加算	一日つき	12	○
精神科医療養指導加算	一日つき	5	●
配置医師緊急時対応加算(1)早朝・夜間	1回につき	650	個別に算定
配置医師緊急時対応加算(2)深夜	1回につき	1300	個別に算定
福祉施設身体拘束廃止未実施減算 1:-64 2:-70 3:-78 4:-84 5:-91	一日つき	介護度に応じ 減算	●
福祉施設外泊時費用	月6日限度	246	●
福祉施設外泊時在宅サービス利用費用	月6日限度	560	個別に算定
初期加算	1回につき	30	●
福祉施設栄養マネジメント加算	一日つき	14	●
福祉施設低栄養改善加算	一月につき	300	個別に算定
経口移行加算	一日つき	28	個別に算定
経口維持加算(Ⅰ)	一月につき	400	個別に算定
経口維持加算(Ⅱ)	一月につき	100	個別に算定
口腔衛生管理体制加算	一月につき	30	●
口腔衛生管理加算	一月につき	110	個別に算定
療養食加算(1日3回を限度)	1回につき	6	個別に算定
看取り介護加算1(死亡日以前4日以上30日以下)	一日つき	144	個別に算定
看取り介護加算2(死亡日以前2日又は3日)	一日つき	680	個別に算定
看取り介護加算2(死亡日)	一日つき	1280	個別に算定
在宅・入所相互利用加算	一日つき	40	個別に算定
褥瘡マネジメント加算(3月に1回を限度)	一月につき	10	個別に算定
排せつ支援加算	一月につき	100	個別に算定
福祉施設サービス提供体制加算Ⅰイ	一日つき	18	○
福祉施設サービス提供体制加算Ⅰロ	一日つき	12	○
福祉施設サービス提供体制加算Ⅱ	一日つき	6	○
福祉施設サービス提供体制加算Ⅲ	一日つき	6	○
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位*83/1000	●
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位*60/1000	
特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位*27/1000	●
特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位*23/1000	

要介護度		合計単位	1ヶ月あたり	1日あたり
要介護度1	1割	806	¥26,679	¥861
	2割		¥53,358	¥1,721
	3割		¥80,038	¥2,582
要介護度2	1割	880	¥29,141	¥940
	2割		¥58,283	¥1,880
	3割		¥87,424	¥2,820
要介護度3	1割	961	¥31,824	¥1,027
	2割		¥63,648	¥2,053
	3割		¥95,473	¥3,080
要介護度4	1割	1,037	¥34,323	¥1,107
	2割		¥68,646	¥2,214
	3割		¥102,970	¥3,322
要介護度5	1割	1,111	¥36,785	¥1,187
	2割		¥73,571	¥2,373
	3割		¥110,356	¥3,560

施設サービスでは、入居者と施設との間の契約により、食費・居住費の全額を入居者が負担することになっています。ただし、入居者が市町村民税世帯非課税等の所得者である場合には、食費・居住費の利用者負担は、所得に応じた一定額(負担限度額)までとなり、負担の軽減が図られています。負担限度額認定は市町村への申請となります。

対象となる人(次のいずれかに該当する場合)1日あたり	② 食費	③ 居住費
	【第1段階】 ・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で高齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	300
【第2段階】 ・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	390	820
【第3段階】 ・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	650	1,310
【第4段階】 ・上記以外の方	1,620	2,960

\*平成27年8月追加要件 ・世帯が違っても配偶者が市町村民税を課税されている場合は対象外。さらに資産要件として預貯金等が基準額を超える場合は対象外。配偶者のいる方:合計2,000万円 配偶者のいない方:合計1,000万円

## ①1割負担+②食費+③居住費=支払金額合計

段階		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
②	(1月あたりの食費の料金 31日計算)	9,300	12,090	20,150	50,220	
③	(1月あたりの居住費の料金 31日計算)	25,420	25,420	40,610	91,760	
食費と居住費の合計		34,720	37,510	60,760	141,980	
要介護1	1割	¥26,679	¥61,399	¥64,189	¥87,439	¥168,659
	2割	¥53,358	¥88,078	¥90,868	¥114,118	¥195,338
	3割	¥80,038	¥114,758	¥117,548	¥140,798	¥222,018
要介護2	1割	¥29,141	¥63,861	¥66,651	¥89,901	¥171,121
	2割	¥58,283	¥93,003	¥95,793	¥119,043	¥200,263
	3割	¥87,424	¥122,144	¥124,934	¥148,184	¥229,404
要介護3	1割	¥31,824	¥66,544	¥69,334	¥92,584	¥173,804
	2割	¥63,648	¥98,368	¥101,158	¥124,408	¥205,628
	3割	¥95,473	¥130,193	¥132,983	¥156,233	¥237,453
要介護4	1割	¥34,323	¥69,043	¥71,833	¥95,083	¥176,303
	2割	¥68,646	¥103,366	¥106,156	¥129,406	¥210,626
	3割	¥102,970	¥137,690	¥140,480	¥163,730	¥244,950
要介護5	1割	¥36,785	¥71,505	¥74,295	¥97,545	¥178,765
	2割	¥73,571	¥108,291	¥111,081	¥134,331	¥215,551
	3割	¥110,356	¥145,076	¥147,866	¥171,116	¥252,336

短期入所生活介護事業・介護予防短期入所生活介護事業  
 稲村ガ崎きしろ 料金表

令和元年10月1日現在

地域加算	10.83	●
------	-------	---

注 鎌倉市(3級地)の場合、介護保険法で規定される地域加算として 単位/日に10.83を乗じた額の1割が1日の利用者負担額となります(端数限上げ)

併設型ユニット型短期入所生活介護費(Ⅰ) ユニット型個室		単位	算定対象
併ユ短期生活Ⅰ1(要介護1)	1日につき	684	●
併ユ短期生活Ⅰ2(要介護2)	1日につき	751	●
併ユ短期生活Ⅰ3(要介護3)	1日につき	824	●
併ユ短期生活Ⅰ4(要介護4)	1日につき	892	●
併ユ短期生活Ⅰ5(要介護5)	1日につき	959	●
短期生活機能訓練体制加算	1日につき	12	○
短期個別機能訓練加算	1日につき	56	○
生活機能向上連携加算	1日につき	200	○
医療連携強化加算	1日につき	58	個別に算定
緊急短期入所受入加算	7日を限度	90	個別に算定
長期利用者に対して短期入所生活介護を提供する 場合 看護体制加算		-30	○
短期生活看護体制加算(Ⅰ)	1日につき	4	●
短期生活看護体制加算(Ⅱ)	1日につき	8	○
夜間職員配置加算			○
短期生活夜間職員配置加算(Ⅰ)	1日につき	13	○
短期生活夜間職員配置加算(Ⅱ)	1日につき	18	●
短期生活夜間職員配置加算(Ⅲ)	1日につき	15	○
短期生活夜間職員配置加算(Ⅳ)	1日につき	20	○
短期生活認知症緊急対応加算	7日を限度	200	○
短期生活若年性認知症受入加算	1日につき	120	○
短期入所生活介護送迎加算	片道につき	184	●
短期生活療養食加算	1日につき	23	○
短期生活中重度者受入加算1	1日につき	421	○
短期生活中重度者受入加算2	1日につき	417	○
短期生活中重度者受入加算3	1日につき	413	○
短期生活中重度者受入加算4	1日につき	425	○
福祉施設サービス提供体制加算Ⅰイ	1日につき	18	●
福祉施設サービス提供体制加算Ⅰロ	1日につき	12	○
福祉施設サービス提供体制加算Ⅱ	1日につき	6	○
福祉施設サービス提供体制加算Ⅲ	1日につき	6	○
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位*83/1000	●
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位*59/1000	○
特定処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき	所定単位*27/1000	●
特定処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき	所定単位*23/1000	○

併設型ユニット型介護予防短期入所生活介護費			
予併ユ短期生活Ⅰ1(要支援1)		514	●
予併ユ短期生活Ⅰ2(要支援2)		638	●

要介護度		合計単位	1日あたり
要支援1	1割	591	¥640
	2割		¥1,279
	3割		¥1,919
要支援2	1割	728	¥789
	2割		¥1,577
	3割		¥2,366
要介護1	1割	799	¥866
	2割		¥1,731
	3割		¥2,597
要介護2	1割	874	¥946
	2割		¥1,892
	3割		¥2,838
要介護3	1割	955	¥1,034
	2割		¥2,068
	3割		¥3,101
要介護4	1割	1,030	¥1,116
	2割		¥2,231
	3割		¥3,347
要介護5	1割	1,104	¥1,196
	2割		¥2,392
	3割		¥3,588

\*一日あたりの金額に送迎代がかかります。目安としては一回の送迎代が約200円程度となります。

施設サービスでは、入居者と施設との間の契約により、食費・居住費の全額を入居者が負担することになっています。ただし、入居者が市町村民税世帯非課税等の所得者である場合には、食費・居住費の利用者負担は、所得に応じた一定額(負担限度額)までとなり、負担の軽減が図られています。負担限度額認定は市町村への申請となります。

対象となる人(次のいずれかに該当する場合)1日あたり	② 食費	③ 居住費
	【第1段階】 ・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で老齢福祉年金を受給されている方 ・生活保護等を受給されている方	300
【第2段階】 ・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方	390	820
【第3段階】 ・世帯の全員が市町村民税を課税されていない方で上記第2段階以外の方	650	1,310
【第4段階】 ・上記以外の方	1,620	2,960

\*平成27年8月追加要件・世帯が違っても配偶者が市町村民税を課税されている場合は対象外。さらに資産要件として預貯金等が基準額を超える場合は対象外。配偶者のいる方:合計2,000万円 配偶者のいない方:合計1,000万円

### ①1割負担+②食費+③居住費=支払金額合計

段階		第1段階	第2段階	第3段階	第4段階	
②	(1日あたりの食費の料金)	300	390	650	1,620	
③	(1日あたりの居住費の料金)	820	820	1,310	2,960	
		1,120	1,210	1,960	4,580	
要支援1	1割	¥640	¥1,760	¥1,850	¥2,600	¥5,220
	2割	¥1,279	¥2,399	¥2,489	¥3,239	¥5,859
	3割	¥1,919	¥3,039	¥3,129	¥3,879	¥6,499
要支援2	1割	¥789	¥1,909	¥1,999	¥2,749	¥5,369
	2割	¥1,577	¥2,697	¥2,787	¥3,537	¥6,157
	3割	¥2,366	¥3,486	¥3,576	¥4,326	¥6,946
要介護1	1割	¥866	¥1,986	¥2,076	¥2,826	¥5,446
	2割	¥1,731	¥2,851	¥2,941	¥3,691	¥6,311
	3割	¥2,597	¥3,717	¥3,807	¥4,557	¥7,177
要介護2	1割	¥946	¥2,066	¥2,156	¥2,906	¥5,526
	2割	¥1,892	¥3,012	¥3,102	¥3,852	¥6,472
	3割	¥2,838	¥3,958	¥4,048	¥4,798	¥7,418
要介護3	1割	¥1,034	¥2,154	¥2,244	¥2,994	¥5,614
	2割	¥2,068	¥3,188	¥3,278	¥4,028	¥6,648
	3割	¥3,101	¥4,221	¥4,311	¥5,061	¥7,681
要介護4	1割	¥1,116	¥2,236	¥2,326	¥3,076	¥5,696
	2割	¥2,231	¥3,351	¥3,441	¥4,191	¥6,811
	3割	¥3,347	¥4,467	¥4,557	¥5,307	¥7,927
要介護5	1割	¥1,196	¥2,316	¥2,406	¥3,156	¥5,776
	2割	¥2,392	¥3,512	¥3,602	¥4,352	¥6,972
	3割	¥3,588	¥4,708	¥4,798	¥5,548	¥8,168